

## 学校生活に関する規程

### 1 表彰

- 1 この規定は、学則第 30 条に基づいて校長が表彰する場合及び外部団体に表彰を申請する場合に適用するもので、その運用によって校風の高揚を図り、本校教育目標の達成に資する。
- 2 担任、部活動顧問等関係職員は、表彰に相当すると考えるときは、その旨を生徒指導部に申し出る。
- 3 受賞者は、校長が決定し、職員会議に報告する。
- 4 表彰の基準を次のとおり定める。
  - (1) 人命救助の行為のあった者
  - (2) 社会福祉に貢献したと認められる行為のあった者
  - (3) 在学中を通して努力し、その成果が顕著である者
  - (4) その他、他の生徒の模範と認められる行為のあった者

### 2 生徒指導

学校生活の場においては、教職員は一体となり、学校生活のあらゆる場面をとおして、生徒の個性の発見と良さや可能性の伸長、社会的資質・能力の発達を目指して指導する。生徒が学校の規律に違反したり、社会的に認められない行動を行った場合、生徒の健全な成長や自律を促すため、次のとおり指導措置を講ずる。

- 1 生徒指導会議を設けて、指導のあり方全般を協議する。
- 2 指導措置は次のように行う。
  - (1) 訓 戒
  - (2) 謹 慎
  - (3) 退 学

以上の措置は校長が行う。

### 3 HR委員

- 1 HRの運営を円滑にし、かつ学校公務生徒会活動及び他のHRとの連携を密にするために、HRに次の委員を置く。

委員長、副委員長、美化委員、保健委員各 1 名、図書委員 2 名、他にHR運営に必要な特別委員若干名

- 2 委員長は各委員を統括し、担任との連携を密にしてその指導の下にHRの運営に当たる。
- 3 副委員長は委員長を補佐して、HRの運営に当たると共に、HRにおける金銭の取扱い等会計任務を分担する。
- 4 保健委員及び美化委員は、HRにおける保健関係、美化関係の任務にあたる。
- 5 図書委員は、学校図書の貸出、イベント等の業務にあたる。
- 6 特別委員は担任の指導を受け、それぞれの分担任務にあたる。
- 7 以上の各委員は、学年はじめに選出し、任期はその年度末までとする。委員に欠員が生じたときは

あらたに選出し、任期は前委員の残存期間とする。

#### 4 運転免許

##### 1 自動二輪・原動機付自転車（以下「原付」とする）免許について

- (1) 原則として免許取得を認めない。
- (2) 免許取得を許可する生徒は、特別にバイク通学を許可された者のみとする。
- (3) 許可する免許証の種類は原付免許とする。
- (4) 受験の方法  
担任へ申し出て、生徒指導部と担任及び保護者との話し合いの上、許可を得ること。
- (5) 受験の期日  
休暇中に受験するようにし、授業を欠席、欠課して受験することは認められない。
- (6) 特別の事情のある者は、保護者から直接学校に願い出る。願い出があったときは、その都度該当する生徒の担任、学年部長、部活動顧問と生徒指導部により協議し、生徒指導部で審議決定する。
- (7) 通学用原付自転車使用許可については別に定める。
- (8) 上記規定に違反した場合は、別に定める学校の指導措置に従わなければならない。

##### 2 普通免許について

- (1) 自動車免許（普通免許）を取得しようとする者は、下記の手続を必要とする。
  - ア 自動車学校入学申請について  
自動車学校に入学を希望する生徒は担任の承諾を得た後、生徒指導部が開催する自動車学校入校説明会に保護者同伴で出席し、誓約書を提出の上、許可を得てから自動車学校へ入学願書を提出する。
  - イ 自動車学校への入学は、7月20日以降とする。
  - ウ 京都府公安委員会の免許試験受験は、2月1日以降とする。
- (2) 誓約書の事項に違反した場合は、学校の指導措置に従わなければならない。

#### 5 通学用原動機付自転車使用許可

##### 1 通学用原動機付自転車（以下「バイク」と呼ぶ）使用許可基準について次のとおり定める。

- (1) バイク通学を許可される対象生徒
  - ア バイク通学許可範囲からバイク通学を希望する生徒の中で、生活指導等を勘案の上、担任・生徒指導部が許可を適当と認める者
  - イ 部活動のため、部活動顧問・担任及び生徒指導部が許可を適当と認める者
- (2) バイク通学許可範囲について、年度毎に学年部・生徒指導部が協議し定める。ただし、原則として自宅から最寄りの駅（バス停も含む）まで6km以上とする。

##### 2 許可審議の留意事項

- (1) 公共交通機関があるときはそれを利用し、バイクの利用は極力控える。
- (2) 保護者の意向をよく確かめ、保護者に対し学校の方針を充分伝える。
- (3) 同一方向、地域から通学している他の生徒への影響を充分考慮する。

##### 3 許可時の指導事項

- (1) 安全運転マナーや法規等の遵守を確約させるとともに、誓約書を提出させ許可する。
- (2) 標識（通学用ステッカー）を交付し、使用バイクの指定箇所に貼付させる。
- (3) 交通法規、校則、規定に違反した場合は、別に定める規定により指導措置を行い通学許可を取消すことがある。
- (4) 通学にのみ使用する。（学校乗り入れは禁止）
- (5) 2年次から許可する。

## 6 アルバイト

- 1 学業に専念するのが本務であり、特別の事情のない限りアルバイトは自粛することが望ましい。やむを得ずアルバイトをする場合は、学校に届出て許可を得ること。
- 2 次の項目に該当する業種は禁止する。
  - (1) 夜間及び22時以降にわたるもの
  - (2) 酒類提供の飲食店、風俗営業に関するもの
  - (3) 危険性の高いもの
  - (4) 高校生の体力を超えた重労働
  - (5) その他、生徒として好ましくないもの
- 3 アルバイトを希望する者は、次の手続をとること。
  - (1) 学期中にアルバイトを希望する場合  
原則として禁止するが特別な事情がある場合は、次の手続をとり許可を得ること。  
ア 担任に申し出て特別な事情を説明の上、担任、生徒指導部、保護者と面談する。  
イ 許可された場合は、アルバイト届及び事業所による受諾書を生徒指導部に提出し、許可証を発行してもらう。
  - (2) 長期休業中にアルバイトを希望する場合  
事業所の承諾が得られたらアルバイト届及び受諾書を生徒指導部に提出し、許可証を発行してもらう。
- 4 1年生1学期の期間については全面禁止とする。
- 5 上記の手続は学年ごとに行うこと。

## 7 制服

- 1 本校指定のブレザー型制服とする。
- 2 スカートの丈は膝より上下5cm以内とする。
- 3 カッターシャツは本校指定マーク入りのものとする。また、ブレザーとカッターシャツの間に、着用する場合は、本校指定のセーター・ベストとする。
- 4 夏期の服装は次のとおりとする。ただし、期間は原則として6月から9月までとするが、その都度指示する。
  - (1) 夏期の服装はブレザーを脱ぎ、本校指定の夏期用カッターシャツ及びポロシャツを可とする。
  - (2) ネクタイは着用しなくてもよい。

## 5 冬期の防寒着

ブレザーの上に着る防寒着は、華美にならないよう心がける。

ただし、校内では着用しない。特に健康上必要があるときは、教科担当の許可を得て着用する。